

アルコールチェックに関するQ & A

Q 1 なぜ、このような規定が追加されたのですか？

A これまでも、安全運転管理者に対しては、自動車の「運転前」に運転者が飲酒により正常な運転ができないおそれがないかを確認することが義務付けられていました。

しかしながら、業務中の飲酒運転が大きな問題となったことから、業務中の交通安全対策を強化することとなり、安全運転管理者の業務として、

- 「運転前」と「運転後」に目視及びアルコール検知器を用いて、酒気帯び確認を行うこと
- 確認した内容を記録化し、当該記録を1年間保存すること
- アルコール検知器を常時有効に保持すること

が追加されました。

Q 2 規定の適用は、延期されていたのではないですか？

A 今回の改正は、

① 令和4年4月1日から

- 運転前後の運転者に対し、酒気帯び確認を行うこと
- 酒気帯び確認は、目視等(原則対面)で行うこと
- 確認内容を記録化し、1年間保存すること

② 令和4年10月1日から

- 上記①の項目に加えて、国家公安委員会が定めるアルコール検知器を使用して酒気帯び確認を行うこと
- アルコール検知器は、常時有効(故障の無い状態)に保持すること

の2段階に分けて施行されましたが、②についてはアルコール検知器の供給状況等から、同日に読み替え規定が設けられ、当分の間、適用しないこととされました。

その後、アルコール検知器の供給状況の改善が認められたため、

③ 令和5年12月1日から

- 読み替え規定を廃止して、②の規定が適用

されることとなりました。

Q 3 運転前後の確認は、どのタイミングですればいいですか？

A 「運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者」について、酒気帯び確認が必要です。

ここでいう「運転」とは、一連の業務としての運転をいいます。1日に何度も運転を繰り返す場合、必ずしも、個々の運転の直前・直後にその都度行わなければならないものではありません。運転を含む業務の開始前や出勤時に「運転前」の確認を、業務の終了時や退勤時に「運転後」の確認を行うことで足りる。なお、運転をしない者に対するの確認は必要ありません。

Q 4 目視等で確認とは、どのようにするのですか？

A 運転者の顔色を見て、呼気の臭いを嗅いで、応答の声の調子等を聞いて確認することをいいます。よって、対面で行うことが原則です。

Q 5 アルコール検知器は、どのようなものを使えばいいですか？

A 国家公安委員会が定めるアルコール検知器については、呼気中のアルコールを検知し、その有無又は濃度を警告音、警告灯、数値等により示すものであれば足りる。指定品（推奨品）はありません。

設置型、持ち運び型等の検知器を、運転者数や業務内容等の実情に応じて、必要数を準備してください。

Q 6 アルコール検知器の常時有効保持とは、どうすればいいですか？

A 常に、正常に作動し、故障がない状態にしておくことをいいます。

取扱説明書に基づき、使用回数や期限を守り、適切に使用・管理をして、定期的に故障がないかを確認してください。

Q 7 アルコール検知器が故障した時には、どうすればいいですか？

A 必ずアルコール検知器を使用した酒気帯び確認が必要となります。アルコール検知器の故障に際しての補完措置はありません。常時、使用できる状態に管理するようにしてください。

Q 8 アルコール検知器で確認したところ、若干の酒気帯びを確認したものの、基準値以下でしたので、運転しても構いませんか？

A 道路交通法で「何人も酒気を帯びて車両等を運転してはならない」と規定されています。

前日の飲酒が、翌朝まだ残っていることも考えられます。「若干」であっても、酒気を帯びた状態での運転は厳禁です。

Q 9 長距離を移動する場合（日をまたぐ）など、途中で仮眠を取る場合は、いつ酒気帯び確認を行うのですか？

A 仮眠は一連の業務に含むため、仮眠時の確認は不要です。また、交替制勤務の場合も、出勤時及び退勤時等に確認することで足りる。

Q10 直行・直帰や出張で社用車を使用する場合はどうするのですか？

A 対面による酒気帯び確認が困難な場合は、これに準ずる適宜の方法で実施すればよく、例えば、運転者に携帯型アルコール検知器を携行させた上で、

- ① カメラ、モニター等によって安全運転管理者が運転者の顔色、応答の声の調子等とともに、アルコール検知器による測定結果を確認する
- ② 携帯電話等運転者と直接対話できる方法により、安全運転管理者が運転者の応答の声の調子等を確認するとともに、アルコール検知器による測定結果を報告させる

等の対面による確認と同視できるような方法で確認してください。

Q11 早朝や深夜など、安全運転管理者が不在の場合はどうするのですか？

A 安全運転管理者が不在の場合、副安全運転管理者や安全運転管理者の業務を補助する者が酒気帯び確認を行ってください。

ただし、万が一、補助者等が運転者に酒気を帯びていることを確認した場合は、安全運転管理者へ速やかに報告し、必要な対応等について指示を受けたり、安全運転管理者自らが運転中止の指示を行うなどの、安全運転を確保するための措置が必要です。

必要に応じて、安全運転管理者等が運転前後の運転者の酒気帯び確認を出来る就業体制等を整えてください。

Q12 「安全運転管理者の業務を補助する者」とは誰のことですか？

A 「安全運転管理者の業務を補助する者」は、各事業所の使用者等が定めてください。資格要件等の制約なく、また、警察への届出も必要ありません。

Q13 運転者がアルコール検知器の結果を撮影し写真を添付すれば、メールで報告させてもいいですか？

A メールやFAX等一方的な連絡方法を使用した酒気帯び確認は認められません。対面による確認が困難な場合でも、正常な判断能力を有しているかどうかを確認するために、運転者と直接対話できる方法をとる必要があります。
(Q4・Q10参照)

Q14 アルコール検知器から自動で酒気帯び確認結果のみが安全運転管理者へ送信されるシステムを導入します。これで酒気帯び確認済みと出来ますか？

A 出来ません。原則、対面による酒気帯び確認が必要となります。
(Q4・Q10・Q13参照)

Q15 自転車や原付バイクを使用する運転者も酒気帯び確認の対象になるのですか？

A 自転車や50cc以下の原付バイクは、安全運転管理の対象の自動車に含まれず、その運転者に対する酒気帯び確認は、安全運転管理者の業務の対象外となります。対象外にはなりますが、自転車や50cc以下の原付バイクも「車両」ですので、酒気を帯びての運転は厳禁です。

Q16 レンタカーを使用する場合も、酒気帯び確認が必要ですか？

A 出張先等で突発的にレンタカーを借用する事態が生じた場合、このレンタカーは安全運転管理の対象の自動車に含まれないため、酒気帯び確認は不要です。酒気帯び確認の対象外であっても、当然、酒気を帯びての運転は厳禁です。
なお、レンタカー等であっても、事業所の管理下で、現に業務で使用している場合は、安全運転管理の対象の自動車に含まれることから、酒気帯び確認が必要です。

Q17 確認結果を記録化するにあたり、指定の様式はあるのですか？

A 指定された様式はありませんが、下記の事項を記録するようにしてください。

- ① 確認者名
- ② 運転者名
- ③ 使用車両
- ④ 確認日時
- ⑤ 確認の方法(対面でない場合は具体的な方法等)
- ⑥ 確認結果(酒気帯びの有無)
- ⑦ 指示事項
- ⑧ その他必要な事項

※ このQ & A最終ページに、様式のサンプルを掲載しています。ご活用ください。

Q18 記録は紙で保存しなくてはいけないのですか？また、いつまで保存しなくてはいけないのですか？

A 記録の保存は紙のほか、データとして保存することも可能です。なお、記録の保存期間は1年間となります。

(例：令和5年の記録は、令和6年12月末までの保存になります。)

なお、運転者の酒気帯び確認を安全運転管理者等が行えば、記録の記載及びデータの inputs は誰が行っても構いません。

Q19 当社は運行管理者選任事業所ですが、事務員用に自家用車両を所有しています。自家用車両の運転者に対する酒気帯び確認は、運行管理者が行うのですか？

A 本改正は、安全運転管理者の業務の拡充となりますので、安全運転管理者の選任対象外事業所(運行管理者選任事業所及び自動車の管理台数が規定台数未満の事業所等)は、本改正による酒気帯び確認の義務は生じません。

※ 安全運転管理者選任事業所以外の事業所における酒気帯び確認を妨げるものではありません。

